

## 感染症外来協力医療機関整備事業実施要綱

### 1 事業の目的

本事業は、近年の感染症を取り巻く状況の変化に伴い発生する新たな感染症などの発生に備え、感染拡大の防止及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療提供体制を確保し、感染症に迅速かつ適切に対応することを目的として、感染症の専門外来部門の整備を促進することを目的とする。

### 2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、市町村（一部事務組合を含む。）のほか、医療法第7条の規定に基づく開設の許可を受けた医療機関及び医療法第8条に基づく届出を行った診療所とする。

### 3 施設要件等

#### (1) 施設

ア 感染症外来協力医療機関（専用の待合室を含む。以下「専用外来」という。）は、感染症専門の外来部門であり、一般の外来部門と別に設けられる診療部門として、一般患者等との接触を避けられるように配置すること。

イ 専用外来の設置にあたり、感染症患者及び感染症を疑われる者（以下「患者等」という。）が、一般患者との接触が避けられるような動線を確保するとともに、必要な案内表示等を備え付けること。

#### (2) 設備

ア HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応も可能なこと）、HEPA フィルター付パーティションを設置し、待合室や診察室等における感染防止措置及び医療従事者への感染防止のための個人防護具の設備整備

### 4 事業実施上の留意事項

(1) 事業実施主体は、新型インフルエンザ等感染症患者の受入を積極的に行うこととし、新型インフルエンザ等患者が増加した際、例えば、電話相談への協力、診療時間の延長、夜間外来の輪番制への参画など、地域における外来診療体制の確保に努めること。

(2) 専用の待合室においても感染防止のための対策として、必要に応じ患者等にマスク等を着用させるなど感染拡大の防止に努めること。

(3) 専用外来における診察にあたっては、「エビデンスに基づいた感染防御」等の院内感染対策に関するガイドラインを参考に、医師、看護師等の感染防止対策を徹底し、院内感染防止に努めること。

(4) 診察後、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する感染症であった場合は、同法に基づき必要な措置を講ずること。

### 5 その他

当該事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。